

草津市告示第 1 0 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
有限会社 フジ薬局	草津市野村二丁目 6 番 9 号	令和 7 年 9 月 3 0 日

（令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 1 0 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
加地皮膚科医院	草津市野路一丁目 6 番 5 号	令和 7 年 1 0 月 3 1 日

（令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 1 0 6 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9

条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
加地皮膚科医院	草津市野路一丁目 6 番 5 号	令和 7 年 1 0 月 3 1 日

（令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 1 0 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
田中歯科医院	草津市野路五丁目 2 0 番 1 1 号	令和 7 年 8 月 3 1 日

（令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 1 0 8 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定

したものうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
田中歯科医院	草津市野路五丁目20番11号	令和7年8月31日

(令和8年3月30日掲示済み)

草津市告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
西岡医院	草津市追分南二丁目12番2号	令和7年7月31日

(令和8年3月30日掲示済み)

草津市告示第110号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

で、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
西岡医院	草津市追分南二丁目12番2号	令和7年7月31日

(令和8年3月30日掲示済み)

草津市告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
草津かわはらクリニック	草津市草津町1899	令和7年1月30日

(令和8年3月30日掲示済み)

草津市告示第112号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

れる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
草津かわはらクリニック	草津市草津町 1 8 9 9	令和 7 年 1 月 3 0 日

(令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 1 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人碧河会 草津かわはら クリニック	草津市草津町 1 8 9 9 番地	令和 7 年 1 月 2 日

(令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 1 4 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人碧河会 草津かわはら クリニック	草津市草津町 1 8 9 9 番地	令和 7 年 1 月 2 日

(令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 1 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
いりかわ耳鼻咽喉科	草津市南草津 5 丁目 4 － 1 4	令和 7 年 1 月 3 1 日

(令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 1 6 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
いりかわ耳鼻咽喉科	草津市南草津5丁目4 - 1 4	令和7年1 0月31日

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
いりかわ耳鼻咽喉科	草津市南草津五丁目4 番地14	令和7年1 月1日

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市告示第118号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
いりかわ耳鼻咽喉科	草津市南草津五丁目4 番地14	令和7年1 月1日

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市告示第119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人真樹会 滋賀ひかりハートクリニック	草津市橋岡町42番地 1 スリーワン南草津 1階	令和8年1 月1日

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市告示第120号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人真樹会 滋賀ひかりハ ートクリニック	草津市橋岡町 4 2 番地 1 スリーワン南草津 1 階	令和 8 年 1 月 1 日

(令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 2 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
南草津おなかと 胃・大腸カメラ のクリニック	草津市南草津 2 丁目 3 番 1 1	令和 7 年 1 2 月 1 日

(令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 2 2 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
南草津おなかと 胃・大腸カメラ のクリニック	草津市南草津 2 丁目 3 番 1 1	令和 7 年 1 2 月 1 日

(令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 2 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
みやはら整形外 科	草津市追分南 2 - 1 2 - 2	令和 7 年 1 1 月 1 日

(令和 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 2 4 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
みやはら整形外科	草津市追分南2-12-2	令和7年1月1日

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市告示第125号

草津市多文化共生推進懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市多文化共生推進懇話会開催要綱

(設置)

第1条 市長は、草津市多文化共生推進プランの取組を推進するための意見、助言等を求めるため、草津市多文化共生推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国際交流団体から選出された者
- (3) 経済団体から選出された者
- (4) 地縁団体から選出された者
- (5) 教育・保育機関の関係者
- (6) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 草津市多文化共生推進プランの推進に関すること。
- (2) 草津市多文化共生推進プランに位置付ける取組の実績把握および見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に、座長および副座長を置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、まちづくり協働部まちづくり協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市告示第126号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定に基づき、令和8年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所および期間を次のとおり定める。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

1 縦覧場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部税務課資産税係

2 縦覧期間 令和8年4月1日（水）から令和8年6月1日（月）までの執務時間内（土日祝日を除く午前9時00分から午後4時45分まで）

3 縦覧に供する台帳

- (1) 土地価格等縦覧帳簿
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市告示第 1 2 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定により、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 涉

（令和 8 年 3 月 3 0 日揭示済み）

草津市告示第 1 2 8 号

草津市消防団長分限懲戒審査委員会設置要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 涉

草津市消防団長分限懲戒審査委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 草津市消防団条例（昭和 3 8 年草津市条例第 1 6 号。以下「条例」という。）第 8 条に規定する分限処分および条例第 9 条に規定する懲戒処分に関する事項を審査し、その公正を図るため、草津市消防団長分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 8 条第 1 項の規定による団長の降任または免職の処分
- (2) 条例第 9 条第 1 項の規定による団長の戒告、停職または免職の処分

（組織等）

第 3 条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、危機管理課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 湖南広域行政組合 西消防署長
- (2) 湖南広域行政組合 南消防署長

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

4 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、団長本人または関係者の出席を求め、事情を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

（審査結果の報告）

第 5 条 委員会は、審査が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 3 0 日揭示済み）

草津市告示第129号

草津市防犯灯設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市防犯灯設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市防犯灯設置事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第68号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																
第1条 《現行どおり》 （補助対象事業等） 第2条 補助対象事業は、町内会が実施するLED防犯灯（電柱その他支柱の類（以下「電柱等」という。）に添架する防犯の目的で設置する照明器具で、その光源にLEDを使用したものをいう。）の新設または故障により使用できなくなった既設の照明器具更新にかかる事業とし、補助金額は、その事業に要する経費の2分の1に相当する額とし、その限度額は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>既設の電柱等に新たに照明器具を設置する場合</td><td rowspan="3">1灯につき 20,000円</td></tr><tr><td>既設のLED以外の照明器具をLEDへ更新する場合</td></tr><tr><td>故障により使用できなくなった既設の照明器具を更新する場合</td></tr></table> 2 《現行どおり》 第3条～第4条 《現行どおり》 別記様式 《現行どおり》	区分	補助限度額	《現行どおり》	《現行どおり》	既設の電柱等に新たに照明器具を設置する場合	1灯につき 20,000円	既設のLED以外の照明器具をLEDへ更新する場合	故障により使用できなくなった既設の照明器具を更新する場合	第1条 《省略》 （補助対象事業等） 第2条 補助対象事業は、町内会が実施するLED防犯灯（電柱その他支柱の類（以下「電柱等」という。）に添架する防犯の目的で設置する照明器具で、その光源にLEDを使用したものをいう。）の新設にかかる事業とし、補助金額は、その事業に要する経費の2分の1に相当する額とし、その限度額は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>既設の電柱等に設置する場合 （既設のLED以外の照明器具をLEDへ更新する場合を含む）</td><td rowspan="3">1灯につき 20,000円</td></tr><tr><td>《改正後に新設》</td></tr><tr><td>《改正後に新設》</td></tr></table> 2 《省略》 第3条～第4条 《省略》 別記様式 《省略》	区分	補助限度額	《省略》	《省略》	既設の電柱等に設置する場合 （既設のLED以外の照明器具をLEDへ更新する場合を含む）	1灯につき 20,000円	《改正後に新設》	《改正後に新設》
区分	補助限度額																
《現行どおり》	《現行どおり》																
既設の電柱等に新たに照明器具を設置する場合	1灯につき 20,000円																
既設のLED以外の照明器具をLEDへ更新する場合																	
故障により使用できなくなった既設の照明器具を更新する場合																	
区分	補助限度額																
《省略》	《省略》																
既設の電柱等に設置する場合 （既設のLED以外の照明器具をLEDへ更新する場合を含む）	1灯につき 20,000円																
《改正後に新設》																	
《改正後に新設》																	

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月30日掲示済み）

草津市告示第 130 号

草津市消防団員分限懲戒審査委員会設置要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 30 日

草津市長 橋 川 渉

草津市消防団員分限懲戒審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 草津市消防団条例(昭和 38 年草津市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 8 条に規定する分限処分および条例第 9 条に規定する懲戒処分に関する事項を審査し、その公正を図るため、草津市消防団員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、草津市消防団長(以下「団長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる処分に関する事項について調査および審査する。

- (1) 条例第 8 条第 1 項の規定による降任または免職の処分
- (2) 条例第 9 条第 1 項の規定による戒告、停職または免職の処分

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、危機管理課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 草津市消防団副団長
- (2) 湖南広域行政組合 西消防署長
- (3) 湖南広域行政組合 南消防署長

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、委員長が欠けたとき、または次条第 4 項の規定により委員長が会議に出席できないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

4 委員長および委員は、自己または 3 親等以内の親

族に関する審査については、会議に出席することができない。

5 委員会は、懲戒処分の量定の審査にあつては、非違行為等を行った団員に弁明の機会を与えるものとし、弁明の方法は、口頭または書面のいずれかを事案ごとに決定するものとする。

6 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、本人または関係者の出席を求め、事情を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

(審査結果の報告)

第 5 条 委員会は、審査が終了したときは、その結果を速やかに団長に答申しなければならない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 30 日揭示済み)

草津市告示第131号

草津市学校給食支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市学校給食支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱

草津市学校給食支援給付金給付要綱（令和6年草津市告示第59号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第1条 この要綱は、食物アレルギーや身体的理由等により、学校給食が喫食できず、弁当での対応や家庭で喫食を行っている<u>児童</u>生徒の保護者等に対し、予算の範囲内において、<u>児童</u>生徒の食育推進を確保することを目的とする草津市学校給食支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定める。 （定義） 第2条 《現行どおり》 (1) <u>児童</u>生徒 草津市立小・中学校の設置等に関する条例（昭和39年草津市条例第19号）<u>第2条に定める小学校に在籍する児童および第3条に定める中学校に在籍する生徒をいう。</u> (2) 《現行どおり》 (3) 1月あたりの学校給食費 草津市学校給食費徴収規則（令和3年草津市規則第72号。以下「規則」という。）第2条第1項<u>各号</u>に規定する額をいう。 (4) 《現行どおり》 （給付対象者） 第3条 給付金の対象者は、<u>食物アレルギー、宗教、不登校、長期療養等の理由で草津市学校給食（停止・再開）申出書（別記様式第1号）の提出により給食を停止し、かつ、停止期間中に年間30日以上給食を喫食しなかった児童生徒の保護者等とする。</u> 《改正前を削る》 《改正前を削る》 （給付額） 第4条 前条の規定による給付対象者に対し、給付	（目的） 第1条 この要綱は、食物アレルギーや身体的理由等により、学校給食が喫食できず、弁当での対応や家庭で喫食を行っている生徒の保護者等に対し、予算の範囲内において、生徒の食育推進を確保することを目的とする草津市学校給食支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定める。 （定義） 第2条 《省略》 (1) 生徒 草津市立小・中学校の設置等に関する条例（昭和39年草津市条例第19号）第3条に定める中学校に在籍する生徒をいう。 (2) 《省略》 (3) 1月あたりの学校給食費 草津市学校給食費徴収規則（令和3年草津市規則第72号。以下「規則」という。）第2条第1項<u>第2号</u>に規定する額をいう。 (4) 《省略》 （給付対象者） 第3条 給付金の対象者は、<u>次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。</u> (1) 生徒の保護者等 (2) 食物アレルギー、宗教、不登校、長期療養等の理由で草津市学校給食（停止・再開）申出書（別記様式第1号）の提出により給食を停止し、かつ、停止期間中に年間30日以上給食を喫食しなかった生徒の保護者等 （給付額） 第4条 前条の規定による給付対象者に対し、給付

改正後	改正前
する額は、次の各号に掲げる対象<u>児童</u>生徒の区分の応じ、それぞれ算定する額とする。 (1) <u>小学 1 年生から</u>中学 2 年生 1 月あたりの学校給食費の額に 1 1 を乗じ、給食の停止期間中の給食を喫食しなかった回数乗じ、年間給食実施回数で除した額（1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額） (2) 《現行どおり》 （給付の申請等） 第 5 条 給付金の給付を受けようとする者は、草津市学校給食支援給付金給付申請書<u>兼請求書</u>（別記様式第 2 号）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。 第 6 条～第 9 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 3 条第 2 号関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号（第 5 条関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 3 号（第 6 条関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 4 号（第 6 条関係） （別添 4－1 のとおり）	する額は、次の各号に掲げる対象生徒の区分の応じ、それぞれ算定する額とする。 (1) <u>中学 1 年生および</u>中学 2 年生 1 月あたりの学校給食費の額に 1 1 を乗じ、給食の停止期間中の給食を喫食しなかった回数乗じ、年間給食実施回数で除した額（1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額） (2) 《省略》 （給付の申請） 第 5 条 給付金の給付を受けようとする者は、草津市学校給食支援給付金給付申請書（別記様式第 2 号）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。 第 6 条～第 9 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 3 条第 2 号関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号（第 5 条関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 3 号（第 6 条関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 4 号（第 6 条関係） （別添 4－2 のとおり）

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1
別記
様式第 1 号（第 3 条第 2 号関係）

草津市学校給食（停止・再開）申出書

年 月 日

草津市長 あて

申請者（保護者）住所 _____

氏名 _____

対象児童生徒との続柄 _____

電話番号 _____

私は、草津市学校給食支援給付金給付要綱第 3 条第 2 号の規定により、学校給食の（停止・再開）を希望するので、次のとおり申し出ます。

対象となる <u>児童</u> 生徒	フリガナ				
	氏 名				
	学 校 名	学 校	学 年・ <u>組</u>	年	<u>組</u>
停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで（予定）				
停止の理由					
再開する日	年 月 日				

（注）この申出書は、停止または再開を希望する日の 3 日前（土日祝を除く）までに学校または学校給食センターに提出してください。

別添 1－2
別記
様式第 1 号（第 3 条第 2 号関係）

草津市学校給食（停止・再開）申出書

年 月 日

草津市長 あて

申請者（保護者）住所 _____

氏名 _____

対象生徒との続柄 _____

電話番号 _____

私は、草津市学校給食支援給付金給付要綱第 3 条第 2 号の規定により、学校給食の（停止・再開）を希望するので、次のとおり申し出ます。

対象となる生徒	フリガナ				
	氏 名				
	<u>生年月日</u>	年	月	日	
	学 校 名	中学校	学 年	年	
停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで（予定）				
停止の理由					
再開する日	年 月 日				

（注）この申出書は、停止または再開を希望する日の 3 日前（土日祝を除く）までに学校または第二学校給食センターに提出してください。

別添2-1

様式第2号（第5条関係）

草津市学校給食支援給付金給付申請書兼請求書

草津市長 あて
申請者（保護者）住所
氏名
対象児童生徒との続柄
電話番号

私は、下記の誓約・同意事項に誓約・同意のうえ、草津市学校給食支援給付金給付要綱第5条の規定により、給付金の給付を次のとおり申請し、請求します。

1. 対象となる児童生徒

フリガナ	
氏 名	
学 校 名	学校 学年・組 年 組

2. 振込口座

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号
		普通・当座	
口座名義人（※必ずフリガナを記入）			
フリガナ			
氏 名			

※添付書類：振込口座が確認できるもの

3. 誓約・同意事項（□に✓してください）

- ☐ 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しないことが判明した場合は、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- ☐ 給付金の要件等の審査等をするため、市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関および学校等に求めることに同意します。
- ☐ この申請書は、給付決定をした後は、市において給付金の請求書として取り扱いいます。
- ☐ 市が給付決定をした後、申請書の不備により振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合は、市は当該申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。

別添2-2

様式第2号（第5条関係）

草津市学校給食支援給付金給付申請書

草津市長 あて
申請者（保護者）住所
氏名
対象生徒との続柄
電話番号

私は、草津市学校給食支援給付金給付要綱第5条の規定により、給付金の給付を次のとおり申請します。

対象となる生徒	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	学 校 名	中学校 学年 年

口座振込依頼書

草津市会計管理者 様
住所
申請者（保護者）氏名

草津市学校給食支援給付金は、次の口座に振り込まれるよう依頼します。

金融機関名	支店名	口座番号（7ケタ）
預金種目	口座名義人（※必ずフリガナを記入）	
普通・当座	フリガナ	
	氏 名	

（裏面も確認してください）

【誓約・同意事項】

- （1）申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- （2）給付金の要件等の審査等をするため、市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関および学校等に求めることに同意します。
- （3）この申請書は、市において、給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱いいます。
- （4）市が支給決定をした後、申請書の不備により振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合は、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

別添 3－1
様式第 3 号（第 6 条関係）

号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市学校給食支援給付金給付決定通知書

年 月 日付けで給付申請のあった草津市学校給食支援給付金については、
草津市学校給食支援給付金給付要綱第 6 条の規定により下記のとおり給付することを
決定したので、通知します。

記

交付決定額 金 円

対象児童生徒 学校名
学年・組
児童生徒名

別添 3－2
様式第 3 号（第 6 条関係）

号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市学校給食支援給付金給付決定通知書

年 月 日付けで給付申請のあった草津市学校給食支援給付金については、
草津市学校給食支援給付金給付要綱第 6 条の規定により下記のとおり給付することを
決定したので、通知します。

記

交付決定額 金 円

対 象 生 徒 学校名
学年・生徒名

別添 4－1
様式第 4 号（第 6 条関係）

号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市学校給食支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで給付申請のあった草津市学校給食支援給付金については、
草津市学校給食支援給付金給付要綱第 6 条の規定により下記の理由により不支給とな
りましたので、通知します。

記

不支給の理由

対象児童生徒 学校名
学年・組
児童生徒名

別添 4－2
様式第 4 号（第 6 条関係）

号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市学校給食支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで給付申請のあった草津市学校給食支援給付金については、
草津市学校給食支援給付金給付要綱第 6 条の規定により下記の理由により不支給とな
りましたので、通知します。

記

不支給の理由

対 象 生 徒 学校名
学年・生徒名

（令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済み）

草津市告示第132号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

草津市西大路町の一部、大路二丁目の一部、若竹町の一部、野路五丁目の一部、木川町の一部

3 都市計画の図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号
草津市都市計画部都市計画課

（令和8年3月31日掲示済み）

草津市告示第133号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

1 都市計画の種類

(1) 大津湖南都市計画 草津駅西地区地区計画

(2) 大津湖南都市計画 野路国道沿道地区地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 草津市西大路町の全部、西渋川一丁目の一部、野村一丁目の一部、野村二丁目の一部、野村三丁目の一部、野村八丁目の一部

(2) 草津市野路五丁目の一部

3 都市計画の図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号
草津市都市計画部都市計画課

（令和8年3月31日掲示済み）

草津市告示第134号

都市計画の決定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画 烏丸半島中央部地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

草津市下物町1091番163

3 都市計画の図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号
草津市都市計画部都市計画課

（令和8年3月31日掲示済み）

草津市告示第135号

草津市土地改良事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市土地改良事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、土地改良区、農業協同組合、町内会または市長が適当と認める団体その他の者（以下

「補助対象者」と総称する。)が農業生産基盤若しくは農村生活環境の整備、農地若しくは農業用施設の災害復旧または土地改良事業の推進および対策のために行う事業および事務(以下「補助事業等」と総称する。)に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市土地改良事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる補助事業等の種類、補助率、補助対象者および補助期間は、別表のとおりとする。

(交付申請書の提出期限)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、補助事業等の実施期日の30日前とする。

(交付の条件)

第4条 補助対象者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないまたは遂行が困難となった場合、規則第5条に規定する条件として、速やかにその理由および遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けることとする。

(交付申請の取下げ期限)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期限は、当該申請の日から起算して20日以内とする。

(決定通知前の事業着手)

第6条 補助対象者が、やむを得ず補助金の交付決定前に事業を実施しようとするときは、土地改良事業補助金交付決定通知前事業着手承認願書(別記様式第1号)を市長に提出して土地改良事業補助金交付決定通知前事業着手承認書(別記様式第2号)を受けなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第13条に規定する実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1)土地改良事業収支精算書
- (2)精算書の根拠書類
- (3)工事写真(工事を実施している事業)
- (4)その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載または添付を省略させることができる。

(実績報告書の提出期限)

第8条 実績報告書は、補助事業等の完了の日から起算して30日以内、または交付決定に係る年度の末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、規則第16条第2項の規定により、補助金を概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、土地改良事業補助金概算払請求書(別記様式第3号)により請求するものとする。

付 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 草津市土地改良事業補助金交付要綱(昭和59年草津市告示第107号)は廃止する。

3 草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱(昭和59年草津市告示第108号)は廃止する。

別表（第2条関係）

事業の種類		補助率	補助対象者	補助期間
区分	内容			
県営常盤北地区経営体育成基盤整備事業	この事業の実施による地元負担額を日本政策金融公庫から融資を受けた金額のうち幹線排水路相当額に係る償還金（利息を含む。）	当該年度係る償還金の100パーセント	草津用水土地改良区	借入償還終了年度まで
土地改良事業推進対策事業	土地改良事業推進のために行う土地改良区の運営費	人件費の50パーセント	草津用水土地改良区	土地改良区存続期間内
			馬場山寺土地改良区	
県営北山田地区畑地帯総合整備事業の推進および対策	この事業の実施による地元負担額を農林漁業資金から融資を受けた金額のうち幹線排水路相当額に係る償還金（利息を含む。）	当該年度に係る借入償還金の100パーセント	北山田畑地土地改良区	借入償還終了年度まで
水利施設管理強化事業	国営造成施設と一体不可分な県営で造成された農業水利施設の管理に要した費用のうち、多面的費用およびその他（整備補修）費用	多面的費用の37.5パーセント（連携保全型に取り組む場合は50パーセント）	草津用水土地改良区	国県の補助金交付期間内
		その他（整備補修）費用の100パーセント		
	水利施設管理強化事業実施要綱第5に基づく省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化およびコスト削減の取組に要する費用	エネルギー料金の高騰分×0.7により得られる額または、エネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちのいずれか小さい方の額		国県の補助金交付期間内
かんがい排水事業	1 団体営土地改良事業	補助対象事業費から国県の補助金を除いた額の1/2	土地改良区 農業協同組合 町内会 その他の団体	国県の補助金交付期間内
	2 小規模土地改良事業 (1) かんがい事業（施設整備補修事業を含む。） (2) 排水事業（施設整備補修事業を含む。）	40パーセント 70パーセント		
	3 市単独補助事業（1団地の受益面積がおおむね1.0ヘクタール以上の地区で行う事業で、その事業費は原則として30万円以上のものまたは市長が適当と認めた事業をいう。以下同じ。）	50パーセント		
	暗渠排水事業	小規模土地改良事業		
ほ場整備事業	1 団体営土地改良事業で次の各号の	30パーセント		

	いずれかに該当するもの (1) 1 区画の面積が 30 アール以上であるものの面積が当該事業の受益面積の 3 分の 2 以上であるもの (2) 前号に掲げる事業以外のほ場整備事業 2 小規模土地改良事業	12.5 パーセント 15 パーセント 45 パーセント		
農道整備事業	1 団体営土地改良事業で農道新設または改良事業のうち次の各号のいずれかに該当するもの (1) 幅員 6.0 メートル以上の事業 (2) 幅員 5.0 メートル以上の事業 2 小規模土地改良事業で次の各号のいずれかに該当するもの (1) 幅員 6.0 メートル以上の事業 (2) 幅員 6.0 メートル未満の事業 3 市単独補助事業で次の各号のいずれかに該当するもの (1) 幅員 6.0 メートル以上の事業 (2) 幅員 6.0 メートル未満の事業	40 パーセント 30 パーセント 70 パーセント 40 パーセント 70 パーセント 50 パーセント		
農道舗装事業	1 団体営土地改良事業で次の各号のいずれかに該当するもの (1) 市道的性格を有する農道の舗装事業 (2) 前号に掲げる農道以外の農道の舗装事業 2 小規模土地改良事業 (1) 市道的性格を有する農道の舗装事業 (2) 前号に掲げる農道以外の農道の舗装事業 3 市単独補助事業でその延長が 200 メートル以下の事業（補修を含む。）	45 パーセント 40 パーセント 80 パーセント 60 パーセント 50 パーセント		
農業用施設災害復旧事業	1 団体営土地改良事業 2 市単独補助事業	35 パーセント 80 パーセント		
農業災害復旧事業	1 団体営土地改良事業 2 市単独補助事業	50 パーセント 70 パーセント		
老朽ため池等整備事業	1 団体営土地改良事業 2 小規模土地改良事業 3 市単独補助事業	15 パーセント 20 パーセント 80 パーセント		
農業用河川工作物応急対策事業	団体営土地改良事業	15 パーセント		
水田反覆利用	小規模土地改良事業	20 パーセント		

施設整備事業				
土地改良施設 整備事業	1 土地改良施設維持管理適正化事業 2 ミニ維持管理適正化事業	事業拠出金の2／3 事務費拠出金の1／2 事業拠出金の3／4 事務費拠出金の1／2		
公園整備事業	1 土地改良事業の換地により創設さ れた農村公園（広場）内の次に掲げ る新設工事または補修工事（ただし 1 農村公園（広場）につき10万円 未満のものを除く。） (1) 擁壁、境界ブロック、防護柵 （球技のために設置したものを除 く。）等の新設工事または補修工 事 (2) 側溝、排水管その他の排水設備 の新設工事または補修工事 (3) あずまや、ベンチ（移動可能な ものを除く。）、手洗場、遊具等 の補修工事	補助対象事業費の1／2 以内（補助金の限度額1 00万円）	施設管理者	当該公園が存 する土地につ いて使用貸借 契約が結ばれ ている期間内 （契約が更新 された場合、 更新された期 間を含む。）
調査設計業務	1 大規模土地改良事業計画調査で次 の各号のいずれかに該当するもの (1) 県営ほ場整備事業および大規模 ほ場整備事業の実施予定地区で行 う調査設計費 (2) 県が行うかんがい排水事業の実 施予定地区で行う計画調査設計費	1／6	土地改良区 農業協同組合 町内会 その他の団体	国県の補助金 交付期間内

別記
様式第1号（第6条関係）

年 月 日

草津市長 宛

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名

土地改良事業補助金交付決定通知前事業着手承認書

年度 草津市土地改良事業（ ）について、下記の内容により
交付決定前に着手したいので承認されたく草津市土地改良事業補助金交付要綱第6条
の規定によりお願いします。

記

- (1) 事業名
(2) 施行場所
(3) 事業費
(4) 事前着手を必要とする理由

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

草津市長

土地改事業補助金交付決定通知前事業着手承認書

年 月 日付けで願いのあった 年度土地改良事業
（ ）については、次の条件をもつて、草津市土地改良事業補助金交
付要綱第6条の規定により承認します。

記

- 1
2

様式第 3 号(第 9 条第 2 項関係)

年 月 日

草津市長 宛

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名 印

土地改良事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあつた土地改良事業(事業)について、草津市補助金等交付規則第 16 条第 2 項の規定により次のとおり請求します。

記

- (1) 補助金交付決定額
- (2) 今回概算払額
- (3) 前回受領額
- (4) 差引残額
- (5) 請求の理由

(令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 3 6 号

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱（令和 5 年草津市告示第 2 2 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 (交付の申請) 第 6 条 この補助金の交付を受けようとする者は、 市長が指定する電子情報処理組織（草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 2 年草津市条例第 3 3 号）第 3 条第 1 号に規定するものをいう。）を使用して申請を行うことができる。この場合において、申請者は別記様式に定める署名または押印を省略することができる。	第 1 条～第 5 条 《省略》 (交付の申請) 第 6 条 対象保育士は、奨学金の返還に要する費用の補助を受けようとするときは、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添え、交付を受けようとする年度の 5 月 3 1 日までに市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
<u>2 対象保育士は、奨学金の返還に要する費用の補助を受けようとするときは、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、交付を受けようとする年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が勤務施設等に在籍事実を確認できるときは、在職証明書等の提出を省略させることができる。</u> (1) 草津市保育士等奨学金返還支援事業実施計画書（別記様式第2号）および関係書類 (2) その他市長が必要と認める書類 （交付の決定） 第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。<u>この通知は、電子メール等により行うことができる。</u> 第8条 《現行どおり》 （実績報告） 第9条 対象保育士は交付対象年度の奨学金を返還したときは、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金実績報告書兼請求書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。<u>ただし、第6条第2項ただし書きの規定により、市長が在籍事実を確認できるときは、在職証明書等の提出を省略させることができる。</u> (1)～(2) 《現行どおり》 （補助金の額の確定） 第10条 市長は前条に定めた書類の提出を受けたときは、補助金の額を確定し、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金確定通知書（別記様式第8号）を補助対象者に通知するものとする。<u>この通知は、電子メール等により行うことができる。</u> 第11～第13条 《現行どおり》 別表（第4条第1号関係） 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第8号 《現行どおり》	(1) <u>草津市保育士等奨学金返還支援事業実施計画書（別記様式第2号）および関係書類</u> (2) <u>その他市長が必要と認める書類</u> 《改正後に新設》 （交付の決定） 第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。 第8条 《省略》 （実績報告） 第9条 対象保育士は交付対象年度の奨学金を返還したときは、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金実績報告書兼請求書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 《省略》 （補助金の額の確定） 第10条 市長は前条に定めた書類の提出を受けたときは、補助金の額を確定し、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金確定通知書（別記様式第8号）を補助対象者に通知するものとする。 第11～第13条 《省略》 別表（第4条第1号関係） 《省略》 別記様式第1号～別記様式第8号 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和 8 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 3 7 号

草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱（令和 5 年草津市告示第 2 2 8 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 (交付申請等) <u>第 6 条 この支援金の交付を受けようとする者は、市長が指定する電子情報処理組織（草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 2 年草津市告示第 3 3 号）第 3 条第 1 号に規定するものをいう。）を使用して申請を行うことができる。この場合において、申請者は別記様式に定める署名または押印を省略することができる。</u> <u>2</u> 申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を添え、交付を受けようとする年度の 5 月 3 1 日までに草津市保育士等就職定着応援支援金交付申請書（別記様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が勤務施設等に在籍事実を確認できるときは、第 1 号の在職証明書の提出を省略させることができる。 (1) 勤務先および就職年月日が記載された在職証明書 (2) 保育士等に係る資格等を有することを証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類 (支援金の交付決定) 第 7 条 市長は、前条に定めた書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、草津市保育士等就職定着応援支援金交付決定通知書（別記様式第 2 号）を交付対象者に	第 1 条～第 5 条 《省略》 (交付申請等) <u>第 6 条 この支援金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添え、交付を受けようとする年度の 5 月 3 1 日までに草津市保育士等就職定着応援支援金交付申請書（別記様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。</u> (1) 勤務先および就職年月日が記載された在職証明書 (2) 保育士等に係る資格等を有することを証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類 《改正後に新設》 (支援金の交付決定) 第 7 条 市長は、前条に定めた書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、草津市保育士等就職定着応援支援金交付決定通知書（別記様式第 2 号）を交付対象者に

改正後	改正前
通知するものとする。<u>この通知は、電子メール等により行うことができる。</u> 第8条 《現行どおり》 (実績報告書の提出) 第9条 交付対象者は次に掲げる書類を添えて、草津市保育士等就職定着応援支援金実績報告書兼請求書(別記様式第4号)を市長に対し、指定する期日までに提出しなければならない。<u>ただし、第6条第1項ただし書きの規定により市長が在籍を確認できるときは、第1号の在職証明書の提出を省略させることができる。</u> (1)～(2) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (支援金の額の確定) 第10条 市長は前条に定めた書類の提出を受けたときは、支援金の額を確定し、草津市保育士等就職定着応援支援金額確定通知書兼振込通知書(別記様式第5号)を交付対象者に通知するものとする。<u>この通知は、電子メール等により行うことができる。</u> 第11条～第13条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第5号 《現行どおり》	通知するものとする。 第8条 《省略》 (実績報告書の提出) 第9条 交付対象者は次に掲げる書類を添えて、草津市保育士等就職定着応援支援金実績報告書兼請求書(別記様式第4号)を市長に対し、指定する期日までに提出しなければならない。 (1)～(2) 《省略》 2 《省略》 (支援金の額の確定) 第10条 市長は前条に定めた書類の提出を受けたときは、支援金の額を確定し、草津市保育士等就職定着応援支援金額確定通知書兼振込通知書(別記様式第5号)を交付対象者に通知するものとする。 第11条～第13条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第5号 《省略》

付 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日揭示済み)

草津市告示第138号

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱(令和6年草津市告示第158号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第10条 《現行どおり》	第1条～第10条 《省略》

改正後	改正前
別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 2 この要綱は、 <u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。 <u>ただし、第 8 条および第 9 条については同日後もなおその効力を有する。</u>	別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》 付 則 1 《省略》 2 この要綱は、 <u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 3 9 号

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市国民健康保険税減免取扱要綱（平成 1 2 年草津市告示第 1 6 3 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》 (適用期間等) 第 9 条 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》 <u>(4) 第 2 条第 7 項の規定による減免 所得割にあつては当分の間とする。均等割、平等割および 1 8 歳以上均等割にあつては、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの期間</u> <u>(5) 《現行どおり》</u> 別表（第 3 条第 1 項関係） (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 1 号～別記様式第 7 号 《現行どおり》	第 1 条～第 8 条 《省略》 (適用期間等) 第 9 条 《省略》 (1)～(3) 《省略》 《改正後に新設》 <u>(4) 《省略》</u> 別表（第 3 条第 1 項関係） (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 1 号～別記様式第 7 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添1-1

別表（第3条第1項関係）

減免事由	適用範囲	減免割合	添付書類
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
第2条第7項に該当する場合	旧被扶養者	(1) 《現行どおり》 (2) 旧被扶養者に係る均等割1／2（条例第17条第1号または第2号に該当する世帯である場合は除く。 <u>第3号に該当する世帯である場合は軽減前の額の3割</u> ） (3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る平等割1／2（条例第5条第1号に規定する特定世帯または第17条第1号もしくは第2号に該当する世帯である場合は除く。 <u>第3号に該当する世帯である場合は軽減前の額の3割</u> ） (4) 旧被扶養者に係る18歳以上均等割1／2（条例第17条第1号または第2号に該当する世帯である場合は除く。第3号に該当する世帯である場合は軽減前の額の3割）	《現行どおり》

備考 《現行どおり》

別添1-2

別表（第3条第1項関係）

減免事由	適用範囲	減免割合	添付書類
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
第2条第7項に該当する場合	旧被扶養者	(1) 《省略》 (2) 旧被扶養者に係る均等割1／2（条例第17条第1号または第2号に該当する世帯である場合は除く。） (3) 旧被扶養者のみで構成され	《省略》

合

る世帯に係る平等割1／2（条例第5条第1号に規定する特定世帯または第17条第1号もしくは第2号に該当する世帯である場合は除く。）
 《改正後に新設》

備考 《省略》

(令和8年3月31日揭示済み)

草津市告示第 140 号

草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 31 日

草津市長 橋 川 渉

草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成 16 年告示第 191 号）に一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																								
第 1 条 《現行どおり》 （定義） 第 2 条 《現行どおり》 （1）～（11） 《現行どおり》 <u>（12） 利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。</u> （補助対象者） 第 3 条 《現行どおり》 （1）～（4） 《現行どおり》 <u>（5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。</u> 第 4 条～第 6 条 《現行どおり》 （交付の申請および決定） 第 7 条 《現行どおり》 （1）～（6） 《現行どおり》 <u>（7） 利子補給制度を利用する場合は、利子補給制度に関する書類</u> <u>（8） 《現行どおり》</u> 第 8 条 《現行どおり》 （補助事業の中止または廃止） 第 9 条 申請者は、<u>耐震改修工事</u>の中止または廃止をしようとする場合は、<u>草津市木造住宅耐震改修等工事廃止（中止）届出書</u>（別記様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。 第 10 条～第 14 条 《現行どおり》 別表（第 6 条関係）	第 1 条 《省略》 （定義） 第 2 条 《省略》 （1）～（11） 《省略》 《改正後に新設》 （補助対象者） 第 3 条 《省略》 （1）～（4） 《省略》 《改正後に新設》 第 4 条～第 6 条 《省略》 （交付の申請および決定） 第 7 条 《省略》 （1）～（6） 《省略》 《改正後に新設》 （8） 《省略》 第 8 条 《省略》 （補助事業の中止または廃止） 第 9 条 申請者は、<u>耐震・バリアフリー改修工事</u>の中止または廃止をしようとする場合は、<u>木造住宅耐震・バリアフリー改修等工事廃止（中止）届出書</u>（別記様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。 第 10 条～第 14 条 《省略》 別表（第 6 条関係）																								
<table><tr><th colspan="4">木造住宅耐震改修事業補助金</th></tr><tr><th></th><th>事業名</th><th>補助金額</th><th>補助対象要件</th></tr><tr><td>基本</td><td>(1) 木</td><td>二 <u>利子補給制</u></td><td>補助対象経</td></tr></table>	木造住宅耐震改修事業補助金					事業名	補助金額	補助対象要件	基本	(1) 木	二 <u>利子補給制</u>	補助対象経	<table><tr><th colspan="4">木造住宅耐震改修事業補助金</th></tr><tr><th></th><th>事業名</th><th>補助金額</th><th>補助対象要件</th></tr><tr><td>基本</td><td>(1) 木</td><td>補助対象経費の 8</td><td>補助対象経</td></tr></table>	木造住宅耐震改修事業補助金					事業名	補助金額	補助対象要件	基本	(1) 木	補助対象経費の 8	補助対象経
木造住宅耐震改修事業補助金																									
	事業名	補助金額	補助対象要件																						
基本	(1) 木	二 <u>利子補給制</u>	補助対象経																						
木造住宅耐震改修事業補助金																									
	事業名	補助金額	補助対象要件																						
基本	(1) 木	補助対象経費の 8	補助対象経																						

改正後				改正前			
事業	造住宅 耐震改 修事業	<u>度を利用しない場 合、補助対象経費 の80%（1,0 00円未満は切り 捨て）とし、1, 150,000円</u> を上限とする。 <u>二 利子補給制度 を利用する場合、 補助対象経費の4 0%（1,000 円未満は切り捨て ）とし、575, 000円を上限と する。</u>	<u>費の額が5 75,00</u> <u>0円を超え</u> る工事に限 る。	事業	造住宅 耐震改 修事業	0%（1,000 円未満は切り捨て ）とし、 <u>1,00</u> <u>0,000円を上</u> 限とする。	<u>費の額が5 00,00</u> <u>0円を超え</u> る工事に限 る。
《現 行ど おり 》	《現行 どおり 》	《現行どおり》	《現行どお り》	《省 略》	《省略 》	《省略》	《省略》

別記様式第1号（第7条第1項関係）
（別添1－1のとおり）
別記様式第2号～別記様式第10号 《現行どおり
》

別記様式第1号（第7条第1項関係）
（別添1－2のとおり）
別記様式第2号～別記様式第10号 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別添 1－1
別記
様式第 1 号（第 7 条第 1 項関係）

草津市長 宛

年 月 日

申 請 者
住 所
氏 名
生年月日
電話番号

印

草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書

私は、草津市木造住宅耐震改修工事を下記のとおり実施しますので、草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 3 条に定める補助対象者および同要綱第 4 条の定める補助対象建築物であることを確認するために、草津市が市税納税状況および他事業補助金申請償還状況、暴力団員であるか否かについて照会・調査を行うことに同意し、同要綱第 7 条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記			
住 宅 の 所 在 地			
補 助 対 象 経 費	金	円	
補助金交付申請額	金	円	
住 宅 の 種 類	専用住宅・（ ）併用住宅 ・ 共同住宅 ・ 長屋住宅		
建 築 年 次	年 月		
上部構造評点等	階数・延床面積	階建て	m ²
併用住宅の住宅以外の面積	m ²		
住 宅 所 有 者			
居住者または所有者承諾(賃貸・共同・長屋住宅の場合)	居住世帯数（ ） 承諾（有 ・ 無） 所有者承諾（有 ・ 無）		
改 修 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
添 付 資 料	要綱第 7 条に定める書類		

注 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

耐震改修等実施建築物概要書

耐 震 診 断			
耐 震 診 断 者	氏名 ア 滋賀県木造住宅耐震診断員：登録番号 第 号 イ （ ）建築士 （ ）登録第 号 ウ 建築士事務所名 （ ）建築士事務所登録第 号		
設 計 者	氏名 （ ）建築士 （ ）登録第 号 建築士事務所名 （ ）建築士事務所登録第 号 滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者登録第 号		
監 理 者	氏名 （ ）建築士 （ ）登録第 号 建築士事務所名 （ ）建築士事務所登録第 号 滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者登録第 号		
改 修 前 上部構造評点等		改 修 後 上部構造評点等	
改修工事施工者	施工者名 滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者登録第 号		
滋 賀 県 産 材 利 用 の 有 無	利用の有無（有 ・ 無） 利用する場合の数量 m ²		
その他実施する 助 成 制 度	・高齢者世帯耐震改修割増事業（有・無） ・子育て世帯耐震改修割増事業（有・無） ・避難経路バリアフリー化割増事業（有・無） ・利子補給制度（有・無）		
備 考	市税の滞納および市の各種融資返還の滞りの有無 有 ・ 無		

別添 1－2
別記
様式第 1 号（第 7 条第 1 項関係）

草津市長 宛

年 月 日

申 請 者
住 所
氏 名
電話番号

印

草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書

私は、草津市木造住宅耐震改修工事を下記のとおり実施しますので、草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 3 条に定める補助対象者および同要綱第 4 条の定める補助対象建築物であることを確認するために、草津市が住民基本台帳、在留カード・特別永住者証明書、市税納税状況、他事業補助金申請償還状況、建築確認申請等について照合を行うことに同意し、同要綱第 7 条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記			
住 宅 の 所 在 地			
補 助 対 象 経 費	金	円	
補助金交付申請額	金	円	
住 宅 の 種 類	専用住宅・（ ）併用住宅 ・ 共同住宅 ・ 長屋住宅		
建 築 年 次	年 月		
上部構造評点等	階数・延床面積	階建て	m ²
併用住宅の住宅以外の面積	m ²		
住 宅 所 有 者			
居住者または所有者承諾(賃貸・共同・長屋住宅の場合)	居住世帯数（ ） 承諾（有 ・ 無） 所有者承諾（有 ・ 無）		
改 修 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
添 付 資 料	要綱第 7 条に定める書類		

注 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

耐震改修等実施建築物概要書

耐 震 診 断			
耐 震 診 断 者	氏名 ア 滋賀県木造住宅耐震診断員：登録番号 第 号 イ （ ）建築士 （ ）登録第 号 ウ 建築士事務所名 （ ）建築士事務所登録第 号		
設 計 者	氏名 （ ）建築士 （ ）登録第 号 建築士事務所名 （ ）建築士事務所登録第 号 滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者登録第 号		
監 理 者	氏名 （ ）建築士 （ ）登録第 号 建築士事務所名 （ ）建築士事務所登録第 号 滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者登録第 号		
改 修 前 上部構造評点等		改 修 後 上部構造評点等	
改修工事施工者	施工者名 滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者登録第 号		
滋 賀 県 産 材 利 用 の 有 無	利用の有無（有 ・ 無） 利用する場合の数量 m ²		
その他実施する 助 成 制 度	・高齢者世帯耐震改修割増事業（有・無） ・子育て世帯耐震改修割増事業（有・無） ・避難経路バリアフリー化割増事業（有・無）		
備 考	市税の滞納および市の各種融資返還の滞りの有無 有 ・ 無		

草津市告示第141号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市
推進本部会議設置要綱を廃止する要綱

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱（令和5年草津市告示第257号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済み）

草津市告示第142号

令和7年国勢調査草津市実施本部設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

令和7年国勢調査草津市実施本部設置
要綱を廃止する要綱

令和7年国勢調査草津市実施本部設置要綱（令和7年草津市告示第160号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済み）